

「デスクトップ型パソコン」「ノート型パソコン」共同調達仕様書**【共通的必須事項】**

- (1) 納品のみで、設置や調整作業は含まないものとする。なお、納入時期・場所等の調整は各共同調達参加団体の担当者（以下、担当者という）と個別協議すること。
- (2) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については担当者の指示又は承認を受けること。
- (3) 納入する機器メーカーは、国内メーカー製であること。
- (4) 納入する機器類は、それぞれ同一製造会社の同一型番であること。
- (5) デスクトップ型パソコンとノート型パソコンは、別製造会社でも構わない。
- (6) デスクトップ型パソコンにおいて、デスクトップ本体とディスプレイは別製造会社でも構わない。
- (7) 納入する機器類は、安定かつスムーズに動作する最新のバージョンの機器であること。
- (8) 納入する機器類は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (9) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらずすべて納入すること。
- (10) 納入する機器について事前（納期前）に実機による機能審査を行う場合があるので、求められた場合は速やかに応じること。
- (11) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には指定された設定やソフトウェアのインストール等を実施したうえで、当初の設置場所に設置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- (12) 契約後に適合規格審査時に提出した物品の納入が困難となった場合、協議会に対して書面にて協議した上で、同一メーカーの後継機種又は上位機種、若しくは同等性能を有する機種での納入を可能とする。但し、仕様及び契約金額の変更はないものとする。